五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		
許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値

一〇kHz以上五二六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	一七・一デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	七・六デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル	四・一デシベル

一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	四九・四デシベル
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	七九・九デシベル
	当該設備から一メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）